

建設工事請負一般競争入札公告

社会福祉法人 あげお福祉会（仮称）上尾村障害者グループホーム新築工事について、下記のとおり一般競争入札を公告します。

令和7年10月14日
社会福祉法人 あげお福祉会
理事長 佐藤 順恒

記

1 工事概要

- (1) 工 事 名 社会福祉法人 あげお福祉会
（仮称）上尾村障害者グループホーム新築工事
- (2) 工事場所 埼玉県上尾市大字上尾村字向原 1171 番 7、1172 番 1（地名地番）
- (3) 工事内容 新築工事：建築工事、電気設備工事、給排水設備工事、
冷暖房設備工事、外構工事
- (4) 工事期間 契約締結日（令和7年12月3日予定）から
令和8年6月末日まで（諸官庁検査済証取得含む）
- (5) 建物概要 構 造：木造 平屋建（準耐火建築物）
用 途：寄宿舍（障害者グループホーム：定員7名）
敷地面積：762.40 m²
建築面積：219.94 m²
延床面積：215.54 m²

2 入札方法

- (1) 入 札 方 法 一般競争入札
- (2) 最低制限価格 有（非公開）
- (3) 入札予定価格 有（非公開）
- (4) 入札保証金 無

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがな

されている者については、更生手続または再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。

- (3) 令和7・8年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登載されている単体業者で、直近の評価等が次の条件を満たした事業者とする。
 - ① 建築工事の格付がAランク以上であること。
 - ② 埼玉県資格審査数値が1,000点以上であること。
 - ③ 埼玉県内または隣接都県に本店、支店、支社、営業所が所在する登録があること。
- (4) 開札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること
- (6) 公示日から落札決定までの期間に、埼玉県及び県内自治体の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること
- (7) 建設業の許可を有すること
- (8) 過去5年間（2020年10月～2025年9月）に国、地方自治体の社会福祉施設整備費補助を受けた福祉施設の元請けとして、木造での新築工事の施工実績を有すること。
- (9) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。
対象工事に係る設計業務の受注者でなく、当該受注者と資本または人事面で関連が無い者。
- (10) 当該工事に1級建築施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する監理技術者を専任で配置できること。

4 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和7年10月22日（水）までに参加申込をすること。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。
- (2) 受付時間 午前10時から午後4時まで
- (3) 提出書類 （添付資料をフラットファイル2部及びPDFデータで提出すること。）
 - ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有）
 - イ 一般競争入札参加資格等確認資料（様式有）
 - ウ 誓約書（様式有）
 - エ 会社案内・会社経歴書
 - オ 経営事項審査総合評点及びY点のわかる経営審査票の写し
 - カ 令和7・8年度埼玉県競争入札参加資格ランク及び

資格審査数値を証する書類

- キ 施工実績(件名、金額、延べ床面積、工期等)を証する契約書の写し
- ク 法人登記簿謄本
- ケ 建設業許可証明書の写し
- コ 配置予定技術者の資格を証する書類の写し

※書式は法人に掲載。 提出された書類は、返却致しません。

(4) 提出方法 令和7年10月22日(水)午後5時までにメールにて書類一式を提出(原本は10月22日消印有効)のこと

(5) 提出・問合せ先 〒362-0015 埼玉県上尾市緑丘二丁目2番11号

社会福祉法人あげお福祉会 担当：竹村、平井、西野

電話 048-777-2188

E-mail : bid@afuko.com (メール担当：西野)

5 一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全ての参加申込者に参加資格の有無についてメールにて通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有り確認された業者には設計図書等、入札要綱書、入札書等書式、図面・仕様書(CD-ROM)を郵送(又はメールにて)配布する。(現場説明会は行わないものとする。)
- (3) 配布した図面・仕様書(CD-ROM)は入札日に持参し、返却するものとする。

6 入札日程等(公告には応募締切日時及び入札予定日のみ記載)

- (1) 公告日 令和7年10月14日(火)
- (2) 応募締切日時 令和7年10月22日(水) 午後5時まで
- (3) 入札参加資格確認通知 令和7年10月24日(金)(※必要に応じ随時)
- (4) 設計図書等配布日 令和7年10月28日(火) 到着(郵送またはメール)
- (5) 入札予定日 令和7年11月27日(木)(即日開札)

※時間、場所は入札要綱書により通知する。

7 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した事業者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。ただし、落札者は見積書(入札金額見積内訳書)を入札当日に提出し、当法人及び設計事務所が図面の内容と比較して積算内容が適正(積算漏れがないか)と認められた事業者とする。

失格となった事業者へは、その理由を文書にて通知する。

- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。(再入札は2回までとする。) なお、前回の入札に参加していない者または前回の入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再入札に参加できない。
- (3) 初回入札に参加する企業が1社のみの場合は1回のみ入札を行うこととする。
- (4) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
 - ① 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)
 - ② 再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。
 - 条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
 - 条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
 - 条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
 - 条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名(捺印)すること。
- (5) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

8 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金額内訳書を提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤ 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

⑦次に掲げる入札をした者がした入札

ア 入札書の押印のないもの

イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

ウ 押印された印影が明らかでないもの

エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

キ 2 以上の入札書を提出した者、又は2 以上の者の代理をした者

⑧前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。（必要に応じた補正を行うこと）
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の 10 分の 1 以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (4) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (5) 一括下請負契約を行わないこと。
- (6) 本契約の締結は落札後 3 週間以内とし、3 週間以内に契約の締結ができない場合は、契約の意思がないものと見なす。
- (7) 請負代金の支払時期に関しては、入札要綱書により別に定める通りとする。

以上